

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の解除 (")	1
○土砂災害特別警戒区域の指定 (")	1
○告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (")	1

告 示

高知県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
423-86-501 a	蠣瀬川 (2)	幡多郡黒潮町下田の口及び田野浦 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-86-501 b	蠣瀬川 (3)	幡多郡黒潮町下田の口及び田野浦 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-89-535	湊の川 (1)	幡多郡黒潮町出口 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-89-536 b	湊の川 (3)	幡多郡黒潮町出口 (別紙図面のとおりに)	土石流

高知県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成29年3月7日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
423-86-501 a	蠣瀬川 (2)	幡多郡黒潮町下田の口及び田野浦 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-86-501 b	蠣瀬川 (3)	幡多郡黒潮町下田の口及び田野浦 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-89-535	湊の川 (1)	幡多郡黒潮町出口 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-89-536 b	湊の川 (3)	幡多郡黒潮町出口 (別紙図面のとおりに)	土石流

高知県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
423-86-501 a	蠣瀬川 (2)	幡多郡黒潮町下田の口及び田野浦 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-86	蠣瀬川	幡多郡黒潮町下田の口	土石流

-501 b	(3)	及び田野浦 (別紙図面のとおりに)	
423-89-535	湊の川 (1)	幡多郡黒潮町出口 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-89-536 b	湊の川 (3)	幡多郡黒潮町出口 (別紙図面のとおりに)	土石流
423-89-536 c	湊の川 (4)	幡多郡黒潮町出口 (別紙図面のとおりに)	土石流

高知県告示第315号

平成29年3月高知県告示第136号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

表の423-86-501 a の項、423-86-501 b の項、423-89-535 の項及び423-89-536 b の項を削る。